

令和5年第3回神栖市議会定例会 補正予算資料

補正予算の規模

(単位：千円)

会計名	当初予算額	補正前額	今回補正額	補正後額
一般会計	45,913,000	46,967,033	59,738	47,026,771
国民健康保険特別会計	9,956,264	9,956,264	7,120	9,963,384
介護保険特別会計	5,981,333	5,981,333	7,374	5,988,707
合計	61,850,597	62,904,630	74,232	62,978,862

○ 令和5年度神栖市一般会計補正予算（第5号）

補正額 5,973万8千円

補正の主な内容につきましては、自転車乗車の際に着用が努力義務となったヘルメットの購入費を補助するほか、落雷により損傷した海浜球場の高圧引込設備を改修するため、補正するものであります。財源の主なものとしましては、繰越金、市債等を充てるものであります。

補正の主な内容

【歳入】

①繰越金 前年度繰越金	29,215千円
②市債 海浜運動公園整備事業	26,700千円
③寄附金	3,015千円

【歳出】

①海浜球場高圧引込設備改修工事	35,697千円
②中学校教育振興補助金等	12,705千円
③ふれあいセンター湯楽々給湯器修繕工事	8,910千円
④給食共同調理場冷凍庫修繕工事等	8,149千円
⑤自転車乗車用ヘルメット購入費補助金	4,168千円
ヘルメット購入費補助 2,000円×2,000人	4,000千円
補助金決定通知郵送料	168千円
⑥防災行政無線屋外拡声子局移設工事等	3,621千円
⑦寄附による購入費	3,015千円
教育費寄附金 小中学校図書購入費	3,000千円
民生費寄附金 虐待防止関連啓発品購入費	15千円
⑧庁舎受変電設備等改修工事増額分	2,387千円
⑨生活困窮者に対する食料支援	2,000千円
食料品 1,000円×2,000セット	

【 繰越明許費の設定 】

庁舎改修事業	繰越額	153,846千円
運動施設整備事業	繰越額	35,697千円

【 債務負担行為の設定 】

公立保育所等給食調理業務委託(R6～8)	限度額	129,063千円
----------------------	-----	-----------

○ 令和5年度神栖市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

補正額 712万円

補正の内容につきましては、出産育児一時金の引き上げに伴い保険給付費を増額するため、補正予算を計上するものであります。財源としましては、国庫支出金、繰入金等を充てるものであります。

補正の内容

【 歳入 】

①国庫支出金	445千円
②繰入金	4,747千円
③繰越金 前年度繰越金	1,928千円

【 歳出 】

①保険給付費	7,120千円
出産育児一時金 8万円×89件	

【 債務負担行為の設定 】

医療費適正化通知業務委託	限度額	5,961千円
--------------	-----	---------

○ 令和5年度神栖市介護保険特別会計補正予算（第1号）

補正額 737万4千円

補正の主な内容につきましては、地域支援事業において、地域包括ケア支援システムに係る委託料及びシステム賃借料を増額するため、補正予算を計上するものであります。財源としましては、国庫支出金、県支出金等を充てるものであります。

補正の主な内容

【 歳入 】

①国庫支出金	145千円
②県支出金	73千円
③繰入金	7,156千円

【 歳出 】

①職員人件費	6,997千円
②地域支援事業費	377千円

地域包括ケア支援システム端末追加、システム賃借



5 教育・文化 2-3 スポーツ・レクリエーション

神栖海浜球場高压引込設備改修工事

事業概要

神栖海浜運動公園は、令和4年11月に発生した落雷により電源ケーブルが損傷し、現在、海浜球場は野球場内にある電光スコアボードとスタンド棟および公衆トイレ2箇所等の照明を利用できない状態で貸し出しを行っています。令和4年度から実施していた高压引込設備改修工事の設計が完了したことから、早期に改修工事を行い市民及び運動施設利用者の利便性を図ります。

補正予算額

補正内容	補正金額 (千円)
委託料 監理・意図伝達	2,620
工事請負費 神栖海浜球場高压引込設備 改修工事	33,077

施工図(案)



スケジュール(案)

※繰越明許費設定

設計業務委託
令和5年2月～令和5年7月

契約
令和5年12月見込み

改修工事
(工期：約7ヶ月)

利用制限解除
令和6年6月予定

自転車乗車用ヘルメット購入費補助金

目的

道路交通法の改正により令和5年4月1日から全年齢において自転車乗車時のヘルメット着用が努力義務化になりました。ヘルメットの着用を促進し、交通事故時の被害を軽減するため、高校生相当の方に対し自転車乗車用ヘルメットの購入費の一部を補助します。

補助金額

補助率：1/2 補助上限：2千円
対象者1人につき1個まで



補正予算額

補助金額 2,000円 × 2,000人
通知郵送料 84円 × 2,000通

対象者

市内在住で高校生相当の方
(平成17年4月2日から平成20年4月1日までに生まれた方)
※小中学生は、他の市制度を活用し貸与・補助しています

対象期間

令和5年4月1日から令和6年3月末までに購入したものの

購入場所

自転車乗車用ヘルメット販売店及びネット販売店

対象となるヘルメット

次の主な安全認証を受けた新品の自転車乗車用ヘルメット

<安全基準>

SGマーク（一般財団法人製品安全協会の安全認証）



JCFマーク（公益財団法人日本自転車競技連盟の安全認証）



CEマーク（欧州連合の欧州委員会の安全認証）



GSマーク（ドイツ製品安全法の安全認証）



CPSCマーク（米国消費者製品安全委員会の安全認証）

